

労働委員会の窓（令和7年7月分）

《会議関係》

- 7月8日 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（島根県）
「過半数代表者が当事者となる労働争議の調整について」など2件
- 7月11日 第1353回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件について（第3回合議）」の1件
- 7月25日 第1245回愛媛県労働委員会総会
「愛媛県労働委員会委員の退任に伴うあっせん員候補者の解嘱について」など12件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
7月	25	35
累計（4月～）	79	113

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirowi/>